

## 川崎市幸区公告 第5号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年1月15日

川崎市幸区長 山口 美穂

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件 数・備 考
令和7年度	介護 保険料	普 徴 第5期分以降	令和8年2月2日	計2件 (1名)
令和7年度	介護 保険料	普 徴 第8期分以降	令和8年2月2日	計1件 (1名)
令和7年度	介護 保険料	普 徴 第9期分以降	令和8年2月2日	計1件 (1名)
令和7年度	介護 保険料	特 徴 第1期分以降		計2件 (1名)
令和7年度	介護 保険料	特 徴 第4期分以降		計1件 (1名)

(別紙省略)